

健康 2 - 1

許認可等の内容	受給資格及び額の認定		
根拠法令及び条項	鳥取市災害遺児手当支給条例第5条		
担当課	こども未来課	処分権者	市長
標準処理期間	15日	設定日	平成8年4月1日
審査基準 1 受給資格の認定 (1) 災害遺児の養育者又は未成年後見人若しくはこれに準ずる者であること。 (2) 災害遺児が次のいずれにも該当しないこと。 ア 父がその生計を維持する者 イ 母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をした者で、その配偶者と生計を同じくする者 ウ 父から認知された者で、その父と生計を同じくする者 エ 養子となった者 ここで「災害遺児」とは、義務教育終了前の児童で、鳥取市内に住所を有する者のうち、その養育者が天災又は交通事故、海難その他の事故により死亡し、又は障害の状態となった者をいい、「障害の状態」とは、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）別表第2に定める程度の状態をいい、「義務教育終了前の児童」とは、15歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、同日以後引き続き中学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の中学部に在学する児童を含む。 2 手当の額の認定 その額は1月につき、2,000円に手当を支給する災害遺児の数を乗じて得た額とする。 <div style="text-align: right;">変更日 平成12年4月1日</div>			

健康 2 - 2

許認可等の内容	入学支度金受給資格の認定		
根拠法令及び条項	鳥取市ひとり親家庭の児童の小学校及び中学校入学支度金支給規則第5条		
担当課	こども未来課	処分権者	市長
標準処理期間	15日	設定日	平成8年4月1日
審査基準 1 養育している児童が小学校及び中学校に入学すること。 2 生活保護法による入学準備金の支給対象者でないこと。 3 本市の住民基本台帳に記載されている者又は外国人登録原票に登録されている者であること。 4 児童を養育している者であることを明らかにする民生委員等の証明書を提出すること。 規則第2条第4号の「市長がこれらと同様の事情にあると認める者」とは、具体的には、次のとおりである。 (1) 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない者 (2) 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている者 (3) 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない者 (4) 婚姻によらないで父又は母となった者であって、現に婚姻をしていないもの <div style="text-align: right;">変更日 平成13年4月1日</div>			

健康 2 - 3

許認可等の内容	貸付けの決定		
根拠法令及び条項	鳥取市母子福祉資金等貸付規則第3条		
担 当 課	こども未来課	処分権者	市 長
標準処理期間	15日	設 定 日	平成30年4月1日
<p>審 査 基 準</p> <p>母子父子寡婦福祉資金の貸付け 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条、第31条の6及び第32条に規定する母子福祉資金等の貸付けを受けようとする者から、次の書類を添えて規則第2条第1項の規定に基づく申請書の提出を受けたときは、鳥取市母子福祉資金等貸付・償還事務取扱要領（平成30年4月1日制定）に定める要件に該当するか審査し、決定する。 ただし、規則第3条第2項各号のいずれかに該当する場合は、貸付けを行わないことができる。</p>			

健康 2 - 4

許認可等の内容	継続貸付けの決定		
根拠法令及び条項	鳥取市母子福祉資金等貸付規則第5条第2項		
担 当 課	こども未来課	処分権者	市 長
標準処理期間	15 日	設 定 日	平成30年4月1日
<p>審 査 基 準</p> <p>1 母子・寡婦福祉資金の継続貸付け 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）（以下「法」という。）第13条第3項及び第32条第2項に規定する母子・寡婦福祉資金の貸付けの継続を受けようとする者から、規則第5条第1項の申請書の提出を受けたときは、以下の要件に該当するか審査し、決定する。</p> <p>(1) 児童及び配偶者のない女子の二十歳以上である子等であること (2) 次の各号のいずれかに該当する場合であること。 ただし、生存している父のうちに次の各号の事情のいずれにも該当しない者がある場合を除いて、保証人がある場合は、その同意があった時に限る。</p> <p>ア 父と死別していること。 イ 父の生死が明らかでないこと。 ウ 父から遺棄されていること。 エ 父が海外にあるためその扶養を受けることができないこと。 オ 父が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているためその扶養を受けることができないこと。 カ 父が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないこと。</p> <p>2 父子福祉資金の継続貸付け 法第31条の6第3項に規定する父子福祉資金の貸付けの継続を受けようとする者から、規則第5条第1項の申請書の提出を受けたときは、以下の要件に該当するか審査し、決定する。</p> <p>(1) 児童及び配偶者のない男子の二十歳以上である子等であること (2) 次の各号のいずれかに該当する場合であること。 ただし、生存している母のうち、次の各号の事情のいずれにも該当しない者がある場合を除いて、保証人がある場合は、その同意があった時に限る。</p> <p>ア 母と死別していること。 イ 母の生死が明らかでないこと。 ウ 母から遺棄されていること。 エ 母が海外にあるためその扶養を受けることができないこと。 オ 母が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているためその扶養を受けることができないこと。 カ 母が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないこと。</p>			